

ＩＣカードローン・ＩＣローンカード特約

2025 年 1 月 1 日現在

1. 特約の適用範囲等

- (1) この特約は、ＩＣカードローン・ＩＣローンカード(従来のローンカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のＩＣカードとしての機能その他当行所定の取引にかかる機能（以下、かかる機能を総称して「ＩＣチップ提供機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、カードローン・ローンカード規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては同規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかはカードローン・ローンカード規定の定義に従います。なお、ＩＣチップ内に蓄積・格納された情報等は、同規定の「電磁的記録」にあたるものとします。

2. ＩＣチップ提供機能の利用範囲

ＩＣチップ提供機能は、この機能の利用が可能なＡＴＭ、ＣＤその他の端末（以下、「ＩＣカード対応ＡＴＭ等」といいます。）を利用する場合に提供されます。なお、カードローン・ローンカード規定第１条に定める提携先、カード振込提携先のうち、一部の提携先、カード振込提携先において、提携先の都合によりＩＣカードローン・ＩＣローンカードの利用ができないＡＴＭまたはＣＤを設置している場合があります。この場合、当該ＡＴＭまたはＣＤではカードローン・ローンカード規定第１条の定めにかかわらず、ＩＣカードローン・ＩＣローンカードの利用はできません。

3. １日あたりの払戻限度額の適用区分

当行は、当行および出金提携先のＡＴＭまたはＣＤを利用した当座貸越口座からの借入れおよび振込において、当行の定めによりＩＣチップ提供機能を利用した出金である場合と、ＩＣチップ提供機能を利用しない出金である場合に分けて、それぞれ１日あたりの出金限度額を適用するものとします。

4. ＩＣカード対応ＡＴＭ等の故障時の取り扱い

ＩＣカード対応ＡＴＭ等の故障時には、ＩＣチップ提供機能の利用はできません。

5. ＩＣチップ読取不能時の取り扱い等

- (1) ＩＣチップの故障時によって、ＩＣカード対応ＡＴＭ等においてＩＣチップを読み取ることができなくなった場合には、ＩＣチップ提供機能の利用はできません。この場合、当行所定の手続きにしたがって、すみやかに当行にＩＣカードローン・ＩＣローンカードの再発行を申し出てください。
- (2) ＩＣチップの故障等によって、ＩＣカード対応ＡＴＭ等においてＩＣチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当行は責任を負いません。

6. 特約の変更

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上